

第2回古平町議会臨時会 第1号

令和2年4月3日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第27号 古平町役場の位置を定める条例案
- 4 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 5 承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
〔令和元年度古平町一般会計補正予算（第7号）〕

○出席議員（9名）

議長10番	堀	清	君	2番	逢見	輝	続	君		
3番	真貝	政	昭	君	4番	寶	福	勝	哉	君
5番	梅野	史	朗	君	6番	高野	俊	和	君	
7番	岩間	修	身	君	8番	山口	明	生	君	
9番	工藤	澄	男	君						

○欠席議員（1名）

1番 木村 輔 宏 君

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君			
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君		
総	務	課	長	松	尾	貴	光	君	
総	務	課	主	幹	佐	藤		亘	君
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君
総	務	係	主	査	人	見	完	至	君
財	政	係	主	査	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時58分

○議会事務局長（三浦史洋君） 本日会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。

1番、木村議員につきましては、病気入院中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下7名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和2年第2回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番、高野議員、7番、岩間議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日4月3日の1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日4月3日の1日間に決定しました。

◎日程第3 議案第27号

○議長（堀 清君） 日程第3、議案第27号 古平町役場の位置を定める条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第27号 古平町役場の位置を定める条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページ目をお開きください。本件は、地方自治法第4条第1項の規定により、地方公共団体はその事務所の位置を定め、またはこれを変更しようとするときは条例によりこれを定めねばならないということとなっております。このことから、役場の位置を定める条例を制定するものでございます。

議案第27号説明資料、A3の大きいものを御覧ください。水色に塗り潰してあります部分を役場庁舎の敷地として示しております。地番につきましては、古平郡古平町大字浜町50番地となります。ここの範囲を役場の位置とする条例でございます。

施行期日につきましては、規則で定める日から施行する。ちょっと現段階で供用開始日が分かっておりませんので、供用開始の日にちが決まったときに規則で施行期日を定め、公布をすることといたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 一応地方自治法で決められている条例でということなのですが、建築をする場合は建築確認ということで配置図を必ず添付して、そして登記するだとか、そういう作業になるのですが、通常の一般的に行われている建築確認申請の際の配置図、位置の決定ということが地方自治法での条例化というのに匹敵するのかなというふうに思っているのですが、そのとおりなのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 建築確認と実際問題同じくなるのですが、全く別物でございます。役場の事務所というのは地方公共団体によって重要なものということから、議決をいただきなさいと、役場を建てる場合については。今回この敷地については合筆して、1つの地番、50という形にしてしまおうと思っておりますので、50で議決をいただきたいと思っております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の複合庁舎の事業なのですが、公募型プロポーザル以前に手続上私は瑕疵があるという立場に立っております。ですので、今回のこの事業というのは無効という立場です。そういう前提で今回の条例提案について反対する立場を取るものでございます。

○議長（堀 清君） 次に、賛成討論。

○2番（逢見輝続君） うちの庁舎は昭和2年という北海道一古い庁舎で、ようやく新しい、歴代の町長も自分たちの城だという感覚だったのです。私はそうでなくて、やはり町民みんなの公の場所なので、今回の町長、一生懸命やってくれて、造れるということに大変喜んでおりますので、大賛成です。

以上です。

○議長（堀 清君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 古平町役場の位置を定める条例案を採決します。

本案は、地方自治法第4条の規定により出席議員の3分の2以上で議決する案件であります。ま

た、議長も議員として採決に加わることができます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立8名です。

これは、出席議員の3分の2以上です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第28号

○議長(堀 清君) 日程第4、議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第28号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

次のとおり工事の請負契約を締結する。

記、工事の種類、中心拠点誘導複合施設建設工事。契約金額、16億8,366万円。契約の相手方、札幌市中央区南1条西1丁目4番地、大成建設株式会社札幌支店執行役員支店長、平島信一。4、工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。契約の締結時期、令和2年度でございます。

工事の範囲については、議案第28号説明資料、A3のページの2ページ目、3ページ目をお開きください。工事の範囲について説明をさせていただきます。2ページ目の左上のほうに記載されてありますとおり、今回の工事の発注につきましてはZEBの部分の工事、エネルギー高度利用の部分の工事、そして社公金、緊防、公適債と書いてありますが、いわゆる本体工事と我々が呼んでいるものなのですが、この本体工事の3本の工事と防災と合わせて4分割にして発注することといたしております。今回の議案の範囲につきましては、緑色で囲ってある社公金、緊防、公適債、図書館、交流センター、防災センター、庁舎の本体部分の工事となります。

めくっていただき、次のページに行きまして3ページ目です。工事のスケジュールになります。今回は建設工事、本体、緑色の部分の矢印になるのですが、4月、契約後準備工、5月のくい、6月から8月が基礎、9月から12月まで躯体工事を行いまして、12月に上棟をする予定でございます。冬期間、1月から3月につきましては休工といたしまして、翌年度、令和3年の4月から令和4年の1月まで、1月末の竣工を目指して内装等の工事を行うものでございます。下にあります図面のとおり、各工種ごとにピンクですとか緑、青、色分けをしてありますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後のページには参考までに完成のイメージ図を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 総務課長、予算書持ってきていると思うのですけれども、契約金額が16億何がしというふうになっているのですけれども、予算書と予算説明資料では中心拠点誘導複合施設建設事業として約12億弱というふうに説明資料で出ている。それで、契約金額というのは予算内というふうに承知しているのだけれども、この予算書を見ますと93ページの工事請負費が出ています。そのほかに足して、どこを足せばこの16億何がしに近づくのか。ちょっとゆっくり説明をお願いします。

○総務課長（松尾貴光君） まず、この金額についてですが、2か年分の金額です。2か年分の契約をなぜ今するのか、できるのかという、予算措置されているのかということだと思いますが、予算書お持ちですか。予算書の212ページと213ページ御覧ください。よろしいですか。債務負担行為を設定しております。平成30年度から令和3年度までの間で25億、ちょうど下から5段目、中心拠点誘導複合施設整備に関する債務負担行為ということで25億設定しております。これに基づいて2年間の契約をしております。かつ、今年度支払う部分、部分払いで2回払います。今年度完了した分については1回、最後にもう一回と2回払いますので、2、1、5だと思うのですが、そちらで計上している工事請負費については令和2年度施工分に関する予算措置、予算の金額になっております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） そしたら、確認します。

昨年9月に庁舎特別委員会に出してきた、今回の資料見ますと、防災棟も含まれておりますので、複合施設と合計が本工事費23億2,100万、それから工事管理費で三千幾らと。小計25億と。それから、防災棟入れますと約28億くらいの工事費になるのですけれども、2か年でこの今回議案に載っている16億8,300万と。昨年9月に出してきた資料と乖離が数字がかなりあるのだけれども、どっちのほうを信用したらいいのでしょうか。2か年でやる工事なのですから、どっちなのですか。

それと、今回の複合庁舎の一連の過程で、昨年3月で私基本設計がまだ継続だということでやめるなら今だということで継続議案に反対したのですけれども、その際途中でやめたら町側のペナルティーが発生するのだというふうに町長がおっしゃいましたけれども、実際そんなことが、そういうことがあるのですか。現段階で仮に今回の議案が否決されて、古平町にペナルティーが発生するということがあるのでしょうか。あるとしたら、どれだけのペナルティーの額になるのか伺いたいのです。ないとすれば、昨年9月の町長の発言というのはいかがなものかというふうになるのですけれども、具体的に例えば今回の予定されている金額の何%がペナルティーになるのかとか、具体例があってしかるべきなのです。これが2つ目です。

それから、3つ目は、ただいま受注業者で今回議案に載っております業者ですけれども、何か事故がありまして、4月、1か月間指名停止の処分を受けていますよね。貞村町長就任時に例の長野のほうのリニアですか、あれの関係でペナルティーを受けて、古平町もペナルティーをしましたよね。それで、今回ただいまペナルティー実施中なのになぜ議決、議会の承認を得てはならないという同町の規定がありながら古平町が議案として持ってきたのか理解できないのですけれども、この3つについて伺います。

○総務課長（松尾貴光君） まず、1点目ですが、再度A3の部分の資料を見ていただければと思うのですが、今回の工事については4つに分けて発注します。4つのうちの1つ、1つ目です、これ、まず。ですので、どっちの数字が正しいのだと言われたら、前回の数字は実施設計前の数字ですので、若干のぶれはございますが、どっちもその時点、その時点では正しい数字でございます、どちらの数字も。要は全部を足せば27億程度の金額にはなるかと思いますが、ばらばらに分割して出しているうちの4つの工事のうち、4契約のうち的一本が今回提案している金額、全体の金額の内数だと思っていただければと思います。ZEBの部分とエネルギー高度化事業の部分については、補助金の決定が下りなければ契約行為をすることができませんので、今回議案提出することができておりません。ですので、2定での契約議案の提案を一応補助金の内定が順調にいけばできるのかなというふうに思っています。

次に、違約金のことなのですが、一応プロポーザル、設計施工一括発注ということで、基本協定というものを結んでおります。基本協定の中に違約金という明確な何%というものはないのですが、別に定めるといいますか、疑義が出た場合については協議して定めるとい部分がありますので、どの契約書にもあるかと思いますが、それで違約金の請求があれば、それはもちろん応じなければならぬかなというふうに思っております。

最後に、指名停止なのですが、本件につきましても判例を見ても法律を見ても指名停止の業者と契約を締結はしてはいけないというものは一切ございません。かつ、この基本協定を平成30年の9月に締結しておりますので、いわば継続工事でございます。新規の契約に当たらないものだと思います、今回条例といいますか、契約議案を提出させていただいております。

○3番（真貝政昭君） プロポーザルでこの業者に決定したときに担当の課長は今後についてはその都度の契約になるという説明をしているのです。だから、1本1本このように議案として出てくるのであって、プロポーザルの協定の中身でそういう項目がないといっても、これお役所の常識からいったら、プロポーザルであろうと競争入札であろうと同じ扱いという認識で私今まで来ているのです。そういうことからすれば、今回のこの議案というのは1か月先延ばしして上程すべきものという、そういう認識に立つのですけれども、これはかみ合いませんか。

○総務課長（松尾貴光君） 重ねてのご質問でございますが、大阪地裁で同様な事例の判例があります。今回は、ZEBというものを目指して設計施工一括で発注をしております。指名停止業者と契約を結ぶこと、何ら問題がないという判例がございますので、その判例と照らし合わせても今回の議案提出、何ら問題ないと認識しております。

○5番（梅野史朗君） 私は昨年ちょっと町議に入らせていただきまして、いわば途中からということなので、今の契約を決定する前に少し確認させていただきたいことが何点かございます。まずは、一部町民の方から庁舎、これが大き過ぎるのではないかと、そういう声を聞いております。この後何年たつと人数が幾ら、幾らというようなことが、前回第2期のまち・ひと・しごと総合戦略で30年には1,990人、40年には1,398人と推定されておるといところの人口の町に対しての規模が大きいのではないかとというような声を頂いておりますので、その辺についての再確認をさせていただきたいということと、先ほど真貝議員のほうからの質問に多少絡むかもしれませんが、金額が

大きいということで、役場庁舎のみの機能を持ったものをつくって実施設計やり直ししてしまうというときの町の負担とこのままいくときの町の負担、どちらのほうが大きいかというのも教えていただきたいというふうに思います。

○総務課長（松尾貴光君） 規模の問題につきましては、基本設計等入る前、基本構想、自前で作成いたしました。文化会館と役場と足して4,000平米程度、それに収まるような形で今実施設計、契約しようという建物ができております。あとそれから、庁舎が広いのでないかという理屈なのかなと思いますが、この庁舎の広さについては公適債、庁舎の財源になる起債の基準があります。そのびたびたの基準でつくっています。逆に言えば、こんな狭い役場庁舎の部分というのはないくらいで、今コンパクトに抑えている役場庁舎になっております。

人口減少を見据えて町、負担することが大丈夫なのかということでございますが、大変財源につきましても国庫補助金ですとか、複合化することによりです。役場庁舎単体で建てますと公適債という交付税措置の少ない起債しかございませんので、さらなる負担が増えるのですが、こうやって文化会館と複合して建てることによりまして補助金ですとか交付税措置が7割ある起債だとかを借りることができて、総体的に事業費、抑えることができます。あとそれと、事務所だけ建てましたと。そしたら、この文化会館の機能、ではどうするのかという議論がまた出てくるかと思います。別々におのおの建てていたのであれば、さらなる、効率的に建てられませんので、工事費の増加というのが見込まれるのではないかなというふうに認識をして、複合化にして建てましょうと。この施設も昭和40年代に建てられまして、耐震性ありません。複合化して一緒に建てることのほうが効率的だという判断の下、基本構想ですので、28年頃からずっと走っております。起債の償還につきましても交付税措置がありますので、そんなに重くなく償還ができるのかなと。ただ、若干過疎債という起債だけについては元金を9年間で払わなければいけませんので、ちょっときついかなどは思いますが、その部分についてはあらかじめ減債基金といたしまして、起債の償還に備えた基金、うちで持っております。それに必要な金額は積立てをさせていただいております。あと、緊防債と公適債というものについては30年です、起債の償還が。金利入れて今どのくらいの借入れになるか、金利が分からないのですが、年間大体1,000万ちょい、1人の職員雇ったぐらいの人件費で起債の償還は可能なのかなと思いますので、交付税措置もある、そのような償還もできるということですので、人口減少するのは私たちも十分織り込み済みで財政計画考えておりますので、大丈夫なかなと思います。

先ほどちっちゃいもの建てるとかという契約をとという議論でございますが、それについては真貝議員に答弁したとおりでございます。

○5番（梅野史朗君） そちらのほうの説明はいただきました。返済、償還は十分できるということですが、確認したいのはそれを払っていくという段階において住民サービスとか福祉のほうとか、その辺がそれを返すことによって切り崩されていくとかサービスが低下していくということはないという表現だと思いますが、それについてもあり得ないというような声を出していただければと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 梅野議員の再質問にお答えいたしますが、庁舎を建てたからといって福祉

とかその他のほうに影響するか。庁舎、別枠で考えておりますので、先ほど総務課長申したように、償還については減債基金も積み立てておりますし、庁舎の基金もございますので、償還、30年でたしか今1,000万程度と言いましたが、それもちゃんと見込んでございますので、施策が競合して、優先順位が庁舎のほうが優先だとか、そういうことにはなりませんので、十分ご安心していただきたいなと思っております。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） そちらのほうは理解いたしました。

あと、今全世界を震撼させているコロナの件でございます。今いろんなところで体に気をつけているためとはいえ経済活動が非常に停滞しております。この後コロナ恐慌が全世界的に起こるのではないかというような声も聞いております。そういうものがこの償還なり補助金なりについて影響することはないのかというふうに少し心配しております。それで、できればコロナ収まるまでちょっと延ばしたらどうかというふうに思ったりもしていますが、その辺についての考えはどうでしょうか。

○町長（貞村英之君） おっしゃるとおり、コロナウイルスの関係は今地元の経済にも大きな遺恨を残しておりますが、このまま経済が疲弊していくとやはり税収も減りますし、それなりに地財も減っていくと思いますが、交付税上既存の、今の制度を使った、例えば元利償還に対して7割とかという、そのスキームは変わりませんので、そこら辺も安心していただきたいなと思えます。ただ、役場全体の、庁舎のほうではなくて、役場の一般施策として税収が落ち込めばそれなりにやはり厳しくなりますし、国の交付税も、多分交付税の基本5税ですとか減ってきますので、また国の借金と地方との折半方式みたいなものも出てくるのかなということも考えておりますが、思っておりますが、まだそれは先の話でございますので、国のほうが地財計画というもの示すものでございますので、そちらにしても何とも言えない状況でございます。いずれにしても、庁舎のほうには今やっているスキームは崩れてこないということは保証されておりますので、ご安心願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） ただいまの質問者と町長の答弁を聞いていて、町長答弁に全く説得力がないのです。就任2年目にたかだか5,000円の募金で財政難だから出せないだとか、それから診療所についてもこの町は5,000万以上診療所関係で出す力がないのだと言ってみたり、細々と町民サービスについてここまで細かく入り込むのかと思うほど予算削減に手をつけて、そして過疎化、少子化対策で長年少しずつ積み上げてきた子どもの医療費助成まで削減しようとする姿勢からして、庁舎で心配することはないというふうな、そういう答弁は全く説得力がありません。答弁に信頼性全く感じていません。

今回の契約議案ですけれども、反対する理由を述べます。3月の議会で町長は今回の複合庁舎についてのプロポーザルは平等に門戸を開いて各社にチャンスを与えたと述べましたが、プロポーザル以前に、それも数か月前に特定の業者に議会の知らないうちに予算承認前に事前準備させていたこの事実は、隠すことはもはやできません。プロポーザルに当たって数社から問合せがあったものの結果は応募者が今回の1社で、それを最優秀作としましたけれども、公平な競争と強弁する町長に説得力は全くありません。私が指摘し、世間に問うているのは公正、公平な競争を阻害した町長の責任で、今回のプロポーザルは無効にすべきものという立場であるということがその後の契約全てに反対してきた理由であります。しかも、巨額の工事費にもかかわらず、工事総額や財政シミュレーションも長々と示さずに、出してもうそだとうそぶくに至ってはもはや貞村町長に町民の信頼は得られないと言わざるを得ません。今議案の契約相手はただいま指名停止1か月の処分を受けている最中で、同町の規定でも契約議案の承認はすべきではありません。全く異常と言わざるを得ません。ただいま述べましたとおり、世間に問う私の行為はまだまだ続けるという決意を述べて、反対討論といたします。

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（堀 清君） 日程第5、承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて提案理由の説明をいたしたいと思っております。

本件は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応第2弾というもので、保育所及び放課後児童クラブに対する臨時対策、マスクですとか消毒薬、空気清浄機を購入するための金額を補正するものでございまして、議会を招集するいとまがなかったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

下段にあります、歳入歳出の補正として、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,011万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額については第1表、歳入歳出予算補正、繰越明許

費の追加は第2表、繰越明許費補正によるということとなっております。

今回補正した予算のものうち例えばマスクですとか空気清浄機ですとか手に入らないものについては繰越明許を設定して購入するという形で予算を計上しております。

補正予算の内容について説明をさせていただきますので、承認第1号説明資料を御覧ください。歳出から説明をいたしますので、4ページ目、5ページ目をお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、補正前の額7,255万8,000円に72万5,000円を追加いたしまして、7,328万3,000円とするものでございます。補正の中身につきましては2つあります。括弧書きで保育対策総合支援事業分と書かれているものについては保育所に対するもの、放課後児童クラブ特例措置分というものについてが放課後児童クラブ、古平でいえば一期倶楽部の部分のものでございます。保育所に関する部分についてのみ繰越しすることが許されておりますので、その分について繰越明許を設定しております。

戻っていただきまして、2ページ目、3ページ目、全額国費が入ってきております。子ども・子育て交付金と保育対策総合支援事業補助金ということで72万4,000円国庫補助金を計上しております。

最後の雑入の1,000円につきましては、端数の調整分で予算を計上しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（寶福勝哉君） この備品購入で、さっきも話あったように、今現時点で買えないものがマスクだとか消毒液だとか多数あると思うのですけれども、現段階でこの予算使って早急に準備できるもの、対策立てられるものというのは何かありますでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） この補助金の特色としまして、本来であれば年度中の納品を目的とするものでございますが、今回についてはこの事情を鑑みて4月以降の納品でもいいことになっているというちょっと特殊な補助金になっております。今、3月に入ってからこの通知が来まして、手配したところ、消毒液については町内、どうか分かりませんが、ドラッグストアとかでも入っているようですし、発注はできると聞いております。

○4番（寶福勝哉君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は承認することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和2年第2回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時42分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員